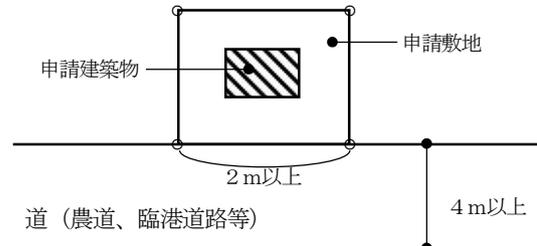


建築基準法第 43 条第2項第1号認定運用基準の概要図

建築基準法第 43 条第2項第 1 号認定運用基準

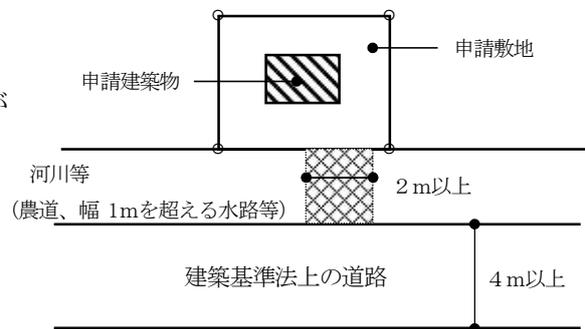
●基準1 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接するもので、下記の要件に適合するもの。

- ・延べ面積が 500m² 以内で法別表第 1 (い) 欄(1)項に掲げる用途以外の用途であるもの。
(ただし、法第 43 条第 3 項の規定による条例で制限が付加されている建築物を除く。)
- ・道は公的事業によって築造されたものであること
- ・道の管理者の承諾があること
- ・道を前面道路とみなし、法の道路関係規定に適合していること
- ・雨水及び排水処理設備の確保されていること
- ・敷地から道路までの間は 4 m 以上の幅員を有すること



●基準2 敷地と道路(幅員4m未満のものを除く。)との間に幅員が1mを超える河川、水路(以下「河川等」という。)又は農道がある場合であって、当該敷地と道路との間が有効に接続されており、下記の要件に適合するもの。

- ・延べ面積が 500m² 以内で法別表第 1 (い) 欄(1)項に掲げる用途以外の用途であるもの。
(ただし、法第 43 条第 3 項の規定による条例で制限が付加されている建築物を除く。)
- ・河川等の管理者の工事許可等があること
- ・建築基準法上の道路による道路関係規定に適合していること
- ・雨水及び排水処理設備の確保していること



※道路の幅員が 4 m 未満の 42 条 2 項道路は、不可

●基準3 基準1の「農道その他これに類する公共の用に供する道」と申請敷地との間に「河川等」が存在する場合で基準1及び基準2の要件に適合するもの。

- ・延べ面積が 500m² 以内で法別表第 1 (い) 欄(1)項に掲げる用途以外の用途であるもの。
(ただし、法第 43 条第 3 項の規定による条例で制限が付加されている建築物を除く。)
- ・道は公的事業によって築造されたものであること
- ・道の管理者の承諾があること
- ・道を前面道路とみなし、法の道路関係規定に適合していること
- ・雨水及び排水処理設備の確保していること
- ・敷地から道路までの間は 4 m 以上の幅員を有すること
- ・河川等の管理者の工事許可等があること

